

2012. 1. 20午前版

しょう しゃ  
「障がい者のためのわかりやすい

とうでんばいしょうがくしゅうかい  
東電賠償学習会」

Q&A マニュアル

がくしゅうかいはいふしりょう  
(学習会配布資料)

2012ねん1がつ29にち  
2012年1月29日

ばしよ ふくしまけんこおりやましとらまるまち3ばん18ごうにおいて  
於:「ホテルハマツ」福島県郡山市虎丸町3番18号

せいさく こうし べんごしまきひろやす べんごしふじおかつよし  
制作:講師 弁護士榎裕康・弁護士藤岡毅

## はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故は甚大な被害を発生させています。

原発事故による損害について、現在東電の賠償が課題となっています。

しかし類例のない事態であり、賠償の指針等の情報も日々変化しており、法律家にとっても理解は一筋縄でいきません。

被害に遭われた一般の方にとって損害賠償をどう考え、どう進めていくのか、専門家の助言なくしては難しい面があります。

なかでも障がいのある人にとって、情報の正確な収集、交渉力等を補うことなく自力で全て進めていくことには困難があると思われれます。

加害企業である東電に言われるままに請求したり、請求の権利のあることが知らされなかったり、請求を諦めたりなどの事態も考えられます。

日本障害フォーラム（JDF）、日本弁護士連合会、福島県弁護士会は、障がいのある人が被害者として適切に権利を行使できるよう、原発損害賠償についてわかりやすく理解できる学習会を実施し、今後もそのための支援活動を続けていく所存です。

本マニュアルは2012年1月に福島県郡山市内で開催される第1回目の学習会用に講師2名が作成した講義資料です。

キューアンドエーほうしき  
Q & A方式のテキストとしました。

今後改良を重ねていき、本企画における共通のテキストとして活用していきたいと思っています。

情報が多すぎるとかえって伝わりにくいと考え、出来る限り情報を選びましたので、抜けている事項も多くあります。

詳しいことは弁護士等の専門家に相談しながら進めて頂くようお願い致します。

2012年1月  
2012年1月

## 全体の章だて

だいいっしょう	そんがいばいしょう	きそちしき	
<b>第一章</b>	<b>損害賠償のいろは</b>	<b>(基礎知識)</b>	
だいにしょう	ばいしょう	たいしょう	そんがい たいしょう
<b>第二章</b>	<b>どんなことが賠償の対象となるか</b>	<b>(損害の対象)</b>	
だいさんしょう	しょう	ひととくゆう	もんだい
<b>第三章</b>	<b>障がいのある人特有の問題</b>		
だいやんしょう	せいきゆう	ほうほう	てつづき
<b>第四章</b>	<b>請求の方法</b>	<b>(手続)</b>	
だいがしょう	そうだんまどぐち		
<b>第五章</b>	<b>相談窓口など</b>		
だいろくしょう	さんこうしりょう		
<b>第六章</b>	<b>参考資料</b>		

## 目次

### 第一章 損害賠償のいろは (基礎知識)

- 賠償してくれるのは東電ですか、国ですか、行政ですか？
- 支援機構って何ですか。
- 「原子力損害賠償紛争審査会」の「指針」って何ですか。
- あわてて請求すると言われるかもしれませんが、時効で請求出来なくなることはあるのですか。
- 東電から届いた書面についてどのような点に注意したらよいでしょうか。

### 第二章 どんなことが賠償の対象となるか (損害賠償の対象)

- どのようなものが賠償の対象となるのでしょうか。
- 企業などではない個人の場合の賠償の対象となる項目を大雑把に教えてください。
- 原発事故による汚染地域から避難した費用や、放射性物質の有無の確認のために受けた検査費用は賠償してもらえますか。一時立入費用や帰宅費用は、どうでしょうか。
- 避難に伴う生活費の増加分を賠償してもらえますか。
- 避難を余儀なくされ、体調を崩した場合などの損害はどうでしょうか。
- また、東京電力に請求するには、どのような書類が必要ですか。
- 避難等の指示等による精神的損害＝慰謝料について教えてください。
- 仕事を休んだ期間の賠償や、失業したことの損害を賠償してもらえますか。

- 物に関する放射能検査費用は賠償されますか。
- 避難対象区域ではない地域で、放射線量が高い地域から自主的に避難した人の損害について賠償されますか。また、避難をせずそのまま滞在し続けた場合に賠償されますか。
- 対象区域外（避難対象区域及び自主的避難等対象区域以外）の住民の自主避難費用、検査費用は賠償されますか。

### 第三章 障がいのある人特有の問題

- 未成年の子どもの分の請求は親が出来ますか。
- 知的または精神に障がいのある成人の分の請求を親や事業所が出来ますか。
- 就労継続A型で働いていましたが工場が半年間閉鎖されて給料をもらえませんでした。賠償してもらえますか。
- 就労継続B型（作業所）での工賃は賠償の対象ですか。
- 福祉作業所の工賃について事業所がまとめて請求して利用者に分配することは出来ますか。
- 避難に伴い介護や支援の時間が増加しました。その損害は誰かに請求出来ますか？
- 自閉症の20歳の息子がいて、避難所での共同生活が出来ないため、自家用車の中で家族みんなが震災後2週間過ごしました。そのような家族の精神的な苦痛は賠償してもらえるのですか。
- 精神障がいの家族が避難生活の影響で生活環境が変わって不安になったようで突然泣き出したり、暴れたり、症状が悪くなりました。本人と家族に対する賠償はありますか。
- 東電の書式に点訳版はありますか。
- 紛争解決センターの書面は点訳版がありますか。手話通訳は配置されていますか。

### 第四章 請求の方法（手続）

- 請求の方法は東電に書類を提出して支払いを待つということですか（請求の方法の種類の説明）。
- 【原子力損害賠償紛争解決センターについて】
- 避難が続いている以上、途中で請求してお金をもらってしまうと、示談になってそのあとは請求出来なくなるのではないですか。
- 双葉町の方は自治体が弁護団に賠償請求実務を委託してくれたと聞きましたが、他

ちいき　じゅうみん　おなじ　でき　ない  
地域の住民は同じように出来ないのでしょうか。

○ べんごし　ばいしょう　けん　いちにん　めんどう　べんごし　しはらう  
弁護士に賠償の件を一任してしまうと面倒でなくなりますが弁護士に支払う  
ひよう  
費用はどのようなのですか。

○ けっきょく　こんご  
結局のところ、今後どうしたらいいのでしょうか？

#### だいがしやう　そうだんまどぐち 第五章 相談窓口など

○ じけん　うける　べんごだん　れい  
事件を受ける弁護団の例

○ でんわ　そうだんまどぐち　れい  
電話相談窓口の例

#### だいろくしやう　さんこうしりやう 第六章 参考資料

○ ひさいしやきろく  
【被災者記録ノート】

○ げんぱつ　じ　こ　そんが　いばいしょう　もうしでしよ  
【やさしい原発事故損害賠償申出書】

## 第一章 損害賠償のいろは（基礎知識）

問：賠償してくれるのは東電ですか、国ですか、行政ですか？

回答：東電です。

解説：原発事故の賠償は「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」と略します）が定めています。その法律は原発事故の損害は、原子力の「事業者」（福島原発で言えば東京電力）が責任を負うとします（第3条）。そして、故意（わざと悪いことをした）とか、過失（注意が足りなかった）があったのかどうかなどは一切関係なく、事業者には賠償責任があります。

要するに、東電には、原発事故を起こして沢山のの人に迷惑を与えた加害者、加害企業として損害賠償を被害者に対する義務があり、被害者には賠償を求める権利があります。

しかし、「賠償」とは、被害者がただ待っているだけでは行われません。年金など、一度資格が確認されれば自動的に振り込まれてくるというようなものではありません。

そのため、事故の被害者であるけれども、事故の責任者である東電に対して、どのように賠償金を要求していくかを知っておく必要があります。

原賠法には「事業者（東電）以外の者には賠償責任がない」という意味の規定があります（第4条第1項）。これは原賠法の「責任集中原則」と言われています。

では、国は賠償問題と関係がないのでしょうか？

やはり、国策として原発政策を推進し、原子力発電事業の許可を与えてきた国にも責任はあります。原賠法では、事業者が被害者にしっかりと賠償を実施するように援助する責任などが規定されています。

小問：では、国や公務員の違法行為に基づく損害賠償を定める「国家賠償法」に基づき国に対して被害者は賠償請求権を行使できるのでしょうか。

これは説が分かれています。

### 【請求出来ない説】

原賠法4条の「責任集中原則」がある以上、無理であるとする説。

### 【請求できる説】

ほんらいけんぽう17じょう なんびと こうむいん ふほうこうい そんがい う け た ほうりつ  
本来憲法17条が、何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは法律によ  
りに国に賠償を求めることができる旨規定されており、それは憲法上の市民の  
重要な権利であるとする説。

かりにげんばいほう4じょう ひてい きてい けんぽう  
仮に原賠法4条によりそれが否定されるというならば、そのような規定は憲法  
違反として無効である。

いずれにしても、立法のあり方として、原賠法の規定ぶりには批判があります。

とい しえんきこう なん  
問：支援機構って何ですか。

かいどう へいせい23ねん8がつ3 かげんしりよくそんがいばいしょうしえんきこうほう せいりつ げんしりよくそんがいばいしょうしえんきこう  
回答：平成23年8月3日原子力損害賠償支援機構法が成立し、原子力損害賠償支援機構  
による東京電力に対する資金援助の制度が出来ました。被害賠償を円滑に進めるた  
めに国が東電の損害賠償の実施を支援する仕組みです。

とい げんしりよくそんがいばいしょうふんそうしんさかい ししん なん  
問：「原子力損害賠償紛争審査会」の「指針」って何ですか。

かいどう へいせい23ねん7がつ29にち へいせい23ねんげんしりよくじこ ひがい かかわるきんぎゅうそち かんする  
回答：平成23年7月29日、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する  
法律（いわゆる「仮払い法」）が成立し、国が原子力損害賠償紛争審査会の指針に  
もとづいて、被害者に、東京電力が支払うべき損害賠償額の半額以上を  
立て替えて支払い、代わりに東京電力に請求することになりました。そして、こ  
の審査会は今まで、賠償問題での「指針」という共通の目安を公表しています。

だいいちじししん  
第一次指針

へいせい23ねん4がつ28にち  
平成23年4月28日

ちゅうかんししん  
中間指針

へいせい23ねん8がつ5か  
平成23年8月5日

どう ついほ じしゅてきひなん  
同 追補（自主的避難）

へいせい23ねん12がつ6か  
平成23年12月6日

これらの「指針」は加害者である東電と被害者との間の紛争の自主的解決  
（話し合いによる解決）を促進するための目安であって、裁判所の判断を拘束するよ  
うな法的な効力はありません。

とはいえ、有識者により議論された国の法定審査会が出した指針であり、裁判所の  
判断にも影響を有することは予想されます。したがって、これらの指針がどのよう  
に言っているのかの点の検討をしないで損害賠償の範囲や額を判断出来ないだけの  
重みがあるのも事実です。

たほう ししん さいだいこうやくすう おおわく かんがえ しめして ししんじたい  
他方、指針は最大公約数としての大枠の考えを示しているものであり、指針自体が、  
「指針で示された範囲以外の損害も個別の事情に応じて認められる」旨を繰り返す

強調しています。

問：「あわてて請求するな」と言われますが、時効で請求出来なくなることはあるのですか。

回答：時効で請求出来なくなることがあります。

解説：東電に対して賠償の請求をするべき期間は原則として平成23年3月11日から3年以内です。

したがって、時効で請求できなくなることはあります。よって、ある程度ゆとりをもち、ぎりぎりでの請求は避けるべきではあるものの、現状ではあわてて請求する必要はないものといえます。

問：東電から届いた書面についてどのような点に注意したらよいでしょうか。

回答と解説：

まずは、そもそも、東電の書面は、加害者側が作成したものであり、必ずしも被害者の視点に立っていないとの批判があることを理解してください。したがって、そもそも、東電の書面を使わないで請求することも可能ですが、仮にこの書式を使うとした場合の注意点を以下においてご説明します。

## 1 記入は慎重に

東京電力からの原子力損害賠償の請求書類には、「同一補償対象期間における各補償項目の請求は1回限り」とあり、請求漏れがあっても後から請求できなくなるおそれがあります。

## 2 合意書を作成する前に再確認を

当初、原子力損害賠償の請求書類中に同封されていた「合意書」には、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」と記載されており、一度合意してしまうと、その期間のその項目の損害について、それ以上の請求ができなくなるような状況でした。

この点、東電は、世論の批判を受け、平成23年10月11日に、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との記載を削除することを記者発表しております。しかし、最終的に合意をする際に、この記載がないことをきちんと確認することが極めて重要です。



**3 土地や住宅については、先送りされており問題です。**

当初送られた東京電力からの原子力損害賠償の請求書類では、住めなくなった土地・住宅等の「財産価値の減少分の補償」という重要な部分については、この書式からは抜け落ちています。

**4 請求方法は他にもあります**

損害賠償請求の手続の方法はひとつではありません。より簡便な申立書式による申立てを認めている原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てる方法もあります。日弁連では申立書の書式例を作成していますので、ご利用ください。

## 第二章 どのようなことが賠償の対象となるのでしょうか（損害賠償の

### 対象)

問：どのようなものが損害賠償の対象となるか。企業などではない個人の場合の損害の対象となる項目を大雑把に教えてください。

回答：大雑把に言えば、以下の損害が挙げられます。

- ① 避難に伴う実費（身体の放射能の検査をするための費用、逃げるための費用、家に一時的に戻る費用、家に帰る費用、生活費の増加）
- ② 生命・身体的損害（逃げる際の怪我、避難中に身体の状態が悪くなったこと等）
- ③ 精神的損害（避難生活の苦しさなど）
- ④ 営業損害
- ⑤ 就労不能等に伴う損害（働けなくなりもらえなくなった給料、仕事を失った損害）
- ⑥ 検査費用（持っているものや自動車の放射能の検査をする費用）
- ⑦ 財物価値の喪失又は減少等（土地や建物が放射能で汚されて価値が減った分）
- ⑧ 放射線被曝による損害（放射能を浴びたことによって起きた病気など）
- ⑨ 自主的避難に伴う損害及び避難をしなかったことによる損害

問：原発事故による汚染地域から避難した費用や、放射性物質の有無の確認のために受けた検査費用は賠償してもらえますか。一時立入費用や帰宅費用は、どうでしょうか。

回答：避難費用、検査費用、一次立入費用、帰宅費用はいずれも賠償の対象となります。

解説：

#### ① 避難費用について

中間指針によれば、以下の費用が、避難に関する損害として認められるものとされています。

- ・ 対象区域から避難するために掛った交通費、家財道具の運搬費用
- ・ 対象区域から出て暮らす以外になかったため掛った宿泊の費用や関連する費用

- ・ 損害の金額は、実際にかかった金額を原則とします。

ただし、領収証をとっておく余裕がなかった事情などがあれば、統計などを  
つかって平均的な金額を推定する方法でも構わないとされています。

例えば、ガソリンスタンドの領収書がそろっていなくとも避難場所までの移動  
距離から通常かかるはずのガソリン代などを計算して、金額を計算することも可能  
です。

## ② 検査費用（人体）について

- ・ 中間指針によれば、避難等対象者については原則として、被爆にかかる検査費用  
およびその付随費用（検査のための交通費等）が損害として認められています。
- ・ 放射性物質は、量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、み  
えず、臭わず、人の五感作用では知覚できないため、当然認められるべきものと  
考えられます。
- ・ 請求にあたっては、検査費用に関する領収証が必要となります。

## ③ 一時立入費用及び帰宅費用について

中間指針によれば、平成23年5月10日以降の警戒区域内に住居を有する者  
が、市町村が政府や県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために自己負担  
した交通費、家財道具移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費  
も含む）は、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になるとされています。

問：避難に伴う生活費の増加分を賠償してもらえますか。

回答：被害者救済にあたる弁護士からすると賠償してもらえるものと考えてい  
ますが、中間指針などによれば、避難に伴う精神的な損害に含まれ、特段の  
事情が認められる場合に限り、実費の賠償をするとされています。

解説：審査会の第2次指針、中間指針によれば、通常の範囲の生活費用の増額であれ  
ば精神的損害として加算されますが、特に高額な生活費の増加費用の負担を  
よぎなくされた場合には、高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情がある  
ときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費の賠償が認められると説明  
しています。

つまり中間指針は、避難対象者の精神的損害として、【本件事故発生から  
6ヶ月間】について、1人月額10万円～12万円を目安とし（屋内退避者1人

10万円)、この金額の中に通常の範囲の生活費の増額分は既に入っており、高額な生活費の増加費用を負担せざるを得ない場合には、別途、その特別な事情を立証した場合に限り賠償が認められると説明しています。

なお、「避難に伴う生活費の増加は特別な事情を除いて精神的損害の月額10万～12万円に含まれる」という指針の考えは実態に即しておらず不十分であるという被害者からの声が多く、慰謝料と実費を合わせてアバウトに算出することは被害者救済に資する基準ならばともかく、法理論的にも疑問があります。

**問：避難を余儀なくされ、体調を崩した場合などの損害はどうでしょうか。**

**また、東京電力に請求するには、どのような書類が必要ですか。**

**回答と解説：**

中間指針によれば、政府の指示により警戒区域や緊急時避難準備区域等の対象区域からの避難や、屋内退避等を余儀なくされた方（以下「避難等対象者」といいます）に対する生命・身体的損害につき、以下のものが損害になるとされています。

① 本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、健康状態が悪化(精神的損害を含む)し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益(たとえば死ななければもらっていたはずの将来の給料など)、治療費、薬代、精神的損害等

② 本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した検査費、治療費、薬代等  
これらの損害を請求する場合に必要な資料は、下記のものが考えられます。

#### 記

医師による診断書、医療機関からの治療・検査費用の領収書、通院交通費のメモなど

**問：避難等の指示等による精神的損害＝慰謝料について教えてください。**

**回答：東電は原則として月額10万円としていますが、弁護士としてはこれでは足りないと考えています。**

**解説：**中間指針は、避難等の指示により避難生活や屋内退避等を余儀なくされたことによって、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を損害と認め、避難対象者につき、以下のような賠償額の算定方法を定め

ました。

## 記

第1期（本件事故発生から6ヶ月間）

ひとりげつがく10まんえん めやす  
1人月額10万円を目安とする。

ただし ひなんじょう における ひなんせいかつ きかん ひとりげつがく12まんえん めやす  
但し、避難所等における避難生活をした期間は、1人月額12万円を目安とする。

第2期（第1期終了から6ヶ月間）

ひとりげつがく5まんえん めやす  
1人月額5万円を目安とする。

ただし けいかいいきどう みなおされるばあい ひつよう おうじてみなおす  
但し、警戒区域等が見直される場合には、必要に応じて見直す。

第3期（第2期終了後、終期まで）

こんご ほんけんじ こ しゅうそくじょうきょうどう じじょう ふ まえ けんとう  
今後の本件事故の収束状況等の事情を踏まえ、検討する。

おくないたいひしや  
屋内退避者

おくないたいひしや おくないたいひくいき してい かいじよ あいだ どうくいきない たいひ  
屋内退避者は、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域内で退避して  
もの ひとり10まんえん めやす  
いた者について、1人10万円を目安とする。

※ 損害発生そんがいの始期はつせいと終期しゅうきについて

そんがいそんがいはつせいはつせい しきしき こ こ たいしやうしや ひなんとう ひ げんそく ほんけん  
損害発生そんがいの始期はつせいは、個々の対象者ここのたいしやうしやの避難等ひなんとうの日にかかわらず、原則として本件  
じ こ はつせいじ へいせい23ねん3がつ11にち  
事故発生時じこである平成23年3月11日へいせい23ねん3がつ11にちとなります。

ただし きんきゆうじ ひなんじゅんびくいきない じゅうきよ こども にんぶ ようかいごしや にゅういんかんじや  
但し、緊急時避難準備区域内きんきゆうじに住居がある子ども、妊婦、要介護者、入院患者  
とう へいせい23ねん6がつ20かいこう ひなん ものおよびとくていひなんかんしやうちてん  
等とうであって、平成23年6月20日以降へいせい23ねん6がつ20かいこうに避難した者及び特定避難勸奨地点ひなん  
ら避難した者ひなんについては、実際に避難した日じっさいを始期ひとします。

しゅうき ひなんしじとう かいじよなど そうとうきかんけいかご いご しやうじた  
終期しゅうきは、避難指示等ひなんしじとうの解除等かいじよなどから相当期間経過そうとうきかんけいかごとなり、これ以後いごに生じた  
せいしんてきそんがい とくだん じじょう そんがい  
精神的損害せいしんてきそんがいは、特段とくだんの事情じじょうがなければ損害そんがいとなりません。

ただし とうきやうでんりよく ちゅうかんしん きじゅん ほんけんじ こ はつせい 6 かげつ けいかご  
但し、東京電力は、中間指針の基準ちゅうかんしんによらず、本件事故発生から6ヶ月経過ほんけんじ こ はつせい 6 かげつ けいかご後  
あつても、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの精神的損害せいしんてきそんがいとして、  
げつがく5まんえん げつがく10まんえん 12まんえん むね とりあつかい へんこう  
月額5万円から、月額10万円または12万円とする旨、取扱いむね とりあつかいを変更へんこうしています。

とい しごと やすんだきかん ばいしやう しつぎやう そんがい ばいしやう  
問：仕事を休んだ期間の賠償やすんだきかんや、失業したことの損害しつぎやうを賠償そんがいしてもらえますか。

かいとう ばいしやう たいしやう  
回答：ともに賠償ばいしやうの対象たいしやうとなります。

かいせつ きゅうぎやうそんがい しごと やすんだ ばいしやう  
解説：(1) 休業損害きゅうぎやうそんがい（仕事を休んだことしごとの賠償やすんだ）

原則として事故前の収入の減少分が賠償の対象となります。

(2) 失業による損害

勤務先が警戒区域であり倒産して失業したという方の場合、失職しなければ得られたはずの賃金や減収分、退職金差額等が賠償対象と考えられます。

現状で多くの避難者が雇用の機会が与えられず失業状態を強いられ、再就職、復職は困難です。

他方、警戒区域が解除されて市民生活や経済社会の一定の復旧がなされた場合でも再就職せずに定年時点までの賃金や退職金が全て賠償されると安心できるものでもありません。

地域が復興した場合はもちろんですが、仮に警戒区域が解除されずに地元に戻ることが出来なかった場合でも、再就職が不能であるような事情のない場合は、一定の期間で失業賠償も認められなくなる可能性は有り得ます。

問：物に関する放射能検査費用は賠償されますか。

回答：賠償の対象となります。

解説：中間指針によれば、対象区域内にあった商品を含む財物に関する検査費用については、原則として、所有者等が負担した検査費用(検査のための運送費等の付随費用も含む)が損害として認められるとされています。

例えば、食品であれば、体内に取り込むため、平均的・一般的な人の認識を基準とすれば、体内被曝を心配し、検査をするのは合理的であると認められることとなります。

問：避難対象区域ではない地域で、放射線量が高い地域から自主的に避難した人の損害について賠償されますか。また、避難をせずそのまま滞在し続けた場合に賠償されますか。

回答：県北(福島市など)や県中(郡山市など)や浜通り(いわき市など)の一定の地域(自主的避難等対象区域)において、妊婦や18歳以下で1人40万円、その他の大人は同8万円が平成23年12月6日の中間指針追補で認められました。もっともその内容には批判もあります。

解説：平成23年12月6日の中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)は、避難

し じとう もとづ かぜ ひなん し じとう たいしやうくいき しやうへんちいき おこなったひなんおよびとうがいしやうへん  
指示等に基づかず、避難指示等の対象区域の周辺地域で行った避難及び当該周辺  
ちいき じしゆてきひなん じゆうきよ たいざいしつづけ ひなん  
地域において、自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続け、これら避難をしな  
もの いだきつづけ きやうふ ふあん しんしやく い か そんがいがく めやす  
かった者が抱き続けたであろう恐怖や不安を斟酌し、以下の損害額を目安としました。

(1) たいしやうちいき  
対象地域

① じしゆてきひなんとうたいしやうくいき  
自主的避難等対象区域

ふくしまけんない し ちやうそん  
福島県内の23市町村

ふくしまし にほんまつし だてし もとみやし こおりまち くにみちやう かわたまち おおたまむら こおりやまし  
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、  
すかがわし たむらし かがみいしまち てんえいむら いしかわまち たまかわむら ひらたむら あさかわまち ふるどのまち  
須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、  
みはるまち おのまち そうまし しんちまち し ひなん し じなどたいしやうくいき のぞく  
三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市 のうち、避難指示等対象区域を除く  
くいき  
区域。

② たいしやうがい ちいき  
対象外となった地域

しらかわし にしごむら いずみざきむら なかじまむら やぶきまち たなぐらまち やまつりまち はなわちやう さめがわむら  
白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村  
あいづわかまつし きたかたし きたしおぼらむら にしあいづまち ぼんだいまち いなわしるまち あいづばんげまち  
会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、  
ゆがわむら やないづまち みしままち かねやまち しやうむら あいづみさとまち しもごうまち ひのえまたむら ただみまち  
湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、  
みなみあいづまち  
南会津町

な お、もともと ひなん し じなど たいしやうしちやうそん つぎ ちいき  
なお、元々の避難指示等の対象市町村は次の地域

みなみそうまし ひろのちやう ならはまち とみおかまち かわうちむら おおくまちやう ふたばちやう なみえまち かつらおむら いいたむら  
南相馬市 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村  
たむらし いちぶたいしやうちいき  
(田村市は一部対象地域あり)

(2) たいしやうしや  
対象者

じしゆてきひなんとうくたいしやうくいきない せいかつ ほんきよ じゆうきよ もの ほんけん じ こ  
自主的避難等区対象区域内に生活の本拠としての住居があった者。本件事故  
はっせいご じゆうきよ じしゆてきひなん おこなったばあい とうがいじゆうきよ たいざい つづけたばあい ほんけん  
発生後に住居から自主的避難を行った場合、当該住居に滞在を続けた場合、本件  
じ こはっせいじ じしゆてきひなんとうたいしやうくいきがい おり ひきつづけきどうくいきがい たいざい ばあい  
事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を  
とわ ない  
問わない。

ほんけん じ こはっせいとうじひなん し じとうたいしやうくいきない じゆうきよ もの じやうきちゆうかん  
また、本件事故発生当時避難指示等対象区域内に住居があった者で、上記中間  
ししん せいしんてきそんがい ばいしやうたいしやう きかんならび こども にんぶ じしゆてきひなん  
指針の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供、妊婦が自主的避難  
とうたいしやうくいきない ひなん たいざい きかん じしゆてきひなんとう たいしやうしや ばあい じゅんじて  
等対象区域内に避難して滞在した期間も、自主的避難等の対象者の場合に準じて  
たいしやう  
対象となる。

(3) そんがいこうもく  
損害項目

い か そんがい いつてい ほんい ばいしやう そんがい  
以下の損害のうち一定の範囲が賠償すべき損害となる。